

2 住所表示の変更に伴う手続き

住所表示の変更に伴う住所変更の手続きは、おおむね必要ありませんが、一部手続きが必要となる場合があります。国や道、役場など、主な手続きについて、皆さんの生活に関わりの深いものを中心にお知らせいたします。次の表を参考に手続きを行ってください。

なお、一覧表に記載されていない項目については、各関係機関へお問い合わせください。

住所表示変更証明書

合併に伴う住所表示変更に関する証明書を必要とする方は、平成21年10月5日以降に役場住民生活課、総合支所地域振興課、中湧別出張所及び芭露出張所において無料で発行しますので申し出てください。

町 関 係

項 目	住所などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
戸籍・住民票	不要	本籍地及び住所変更の手続きは必要ありません。	役場住民生活課又は総合支所地域振興課
印鑑登録証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もお持ちの登録証をそのままご使用ください。印鑑登録証明書を取りに来庁された時に、随時、旧登録証と引き換えて更新します。	
住民基本台帳カードをお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。現在のカードはそのまま使用できます。希望者には合併後、町名変更の内容を裏面に記載し、証明します。	
公的個人認証サービスを受けている方（電子証明書の交付）	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
外国人登録証明書をお持ちの方	要	合併後に来庁された際に、町名変更の内容を外国人登録証明書の裏面に記載し、証明します。	
飼い犬の登録をしている方（鑑札）	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
旅券（パスポート）をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みすると、旅券（パスポート）が無効になりますのでご注意ください。	役場住民生活課
保育所への住所変更の手続き	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	役場子ども支援課又は総合支所福祉課
児童手当を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	役場保健福祉課又は総合支所福祉課
母子健康手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
妊婦（乳児）一般健康診査受診票をお持ちの方	不要	旧町名で発行された受診票をそのままご使用ください。	

項目	住所などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
国民健康保険被保険者証をお持ちの方 (国保制度に係る全ての証が対象) (退職医療制度・高齢受給者含む)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴って被保険者証及び受給者証の更新があります。	役場保健福祉課又は総合支所福祉課
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方 (後期高齢者医療制度に係る全ての証が対象)			
福祉医療制度に係る医療費受給者証をお持ちの方 (重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療が対象)			
介護保険被保険者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴って、被保険者証等の更新があります。	
介護保険負担限度額認定証をお持ちの方			
介護保険特定負担限度額認定証及び利用者負担額減額・免除認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)をお持ちの方			
原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 現在の標識をそのままご使用になれます。 ただし、合併後新たに交付される標識(ナンバープレート)は、湧別町の標識となります。	
法人町民税に係る法人等の異動(変更)届出書	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	役場税財課又は総合支所地域振興課
町・道民税に係る特別徴収義務者の所在地変更届出書			
税等の口座振替依頼書の登録をしている方			
建設工事等競争入札参加者資格を有している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	役場建設課
幼稚園、小学校、中学校、高等学校への住所変更の手続き	不要	公立の小学校、中学校、高等学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、私立の幼稚園等については、直接お問い合わせください。	教育委員会教育総務課 又は教育振興室



北海道関係

項目	住所などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
学校法人の寄附行為の変更	要	当該学校法人において寄附行為を変更し、寄附行為変更届を提出してください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	網走支庁地域振興部 総務課 TEL 0152-41-0601
私立幼稚園、小、中、高等学校、専修学校、各種学校の私立学校の学則(園則)変更	要	当該学校法人において学(園)則を変更し、学(園)則変更届を提出してください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	
宗教法人の規則変更	要	当該法人において規則を変更し、町が発行する住所表示変更証明書を付して、変更の申請登記をしてください。登記後、登記簿の抄本を付して、規則中の事務所の所在地に関する条文を変更した旨を届け出てください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)※変更登記申請は釧路地方法務局北見支局	
自動車をお持ちの方(自動車税)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	網走支庁地域振興部 税務課 TEL0152-41-0612
不動産鑑定士(補)の登録をしている方	要	「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して、手続きを行ってください。収入印紙は不要です。	道庁総合政策部 計画推進局 TEL 011-231-4111
不動産鑑定業の登録をしている方	要	「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して、手続きを行ってください。収入印紙は不要です。	
大気汚染防止法及び北海道公害防止条例規定に基づく氏名等の変更の届出	要	氏名等変更届出書を30日以内に所管の支庁へ提出してください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	網走支庁地域振興部 環境生活課 TEL 0152-41-0627
狩猟免許をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
特定非営利活動法人の定款変更の届出	要	市町村名に変更があった場合、定款変更の届出が必要となります。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	
医師、歯科医師、薬剤師の免許をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	紋別保健所 (網走保健福祉事務所 紋別地域保健部) TEL 0158-23-3108
看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)の免許をお持ちの方			
特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方			
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			
自立支援医療費(精神通院)受給者証をお持ちの方			
歯科技工所を開設されている方	要	住所表示に変更があった場合は届出が必要で、変更後、10日以内に届出を行ってください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	

項目	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
栄養士、管理栄養士の免許をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	紋別保健所 (網走保健福祉事務所 紋別地域保健部) TEL 0158-23-3108
調理師の免許をお持ちの方			
生活衛生営業等許可(理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館、公衆浴場、映画館、劇場の許可を受けている方)の届出をされている方			
食品の営業許可証(登録票)を受けている方	要	来庁の際に住所を証明するものを提示して、手続きをしてください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	
食品衛生責任者の届出をされている方			
食品衛生管理者の届出をされている方			
毒物・劇物販売業等の登録、薬局医薬品販売業、医療機器販売業等の許可をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありませんが、次回更新時にその旨を登録(許可)更新申請書に記載してください。	
病院・診療所・助産所・施術所を開設されている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
と畜場の設置の許可をお持ちの方	要	次の事項について、変更の届出が必要です。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。) ・申請者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) ・と畜場の所在地	
身体障害手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
療育手帳をお持ちの方			
心身障害者扶養共済制度に加入している方、年金を受給している方及び受給者の年金を管理している方			
特別児童扶養手当を受給している方			
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当を受給している方			
保育士の免許をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	道庁保健福祉部福祉局 福祉援護課 TEL 011-231-4111
社会福祉士の免許をお持ちの方			
介護福祉士の免許をお持ちの方			
児童扶養手当を受給している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	網走保健福祉事務所 こども保健推進課 TEL 0152-41-0696
電気工事業の登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	網走支庁産業振興部 商工労働観光課 TEL 0152-41-0635
液化石油ガス設備士の免許をお持ちの方	要	住所表示の変更があった場合は、書き換えの申請が必要です。申請書に住所表示変更通知書等の原本または写し及び免状を添えて手続きを行ってください。なお申請先は高圧ガス保安協会となります。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	
職業訓練指導員の免許をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
中小企業組合の定款変更認可申請	要	定款上の地区、事務所の所在地が変更となる場合は、定款変更認可申請が必要です。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	

項目	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先	
	手続き	手続きの方法等		
肥料の生産販売の登録・届出をしている方	要	合併後、2週間以内に肥料取締法に基づく住所変更の手続きを行ってください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	網走支庁産業振興部 農務課 TEL 0152-41-0661	
農薬の販売をしている方	要	合併後、2週間以内に農薬取締法に基づく住所変更の手続きを行ってください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)		
種馬鈴しょの集荷販売業者の登録をしている方	要	登録を受けている方の住所表示の変更及び集荷する市町村名に変更があった場合は、速やかに登録事項変更届及び証票書換交付の申請が必要です。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)		
家畜人工授精師免許証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。		
家畜商免許証の交付を受けている方	要	家畜商免許証の登録変更申請及び書換交付申請を行ってください。(住所変更に伴う手数料は不要です。)		
飼料・飼料添加物の製造・輸入・販売をしている方	要	1か月以内に届出事項変更届を提出してください。(住所変更に伴う手数料は不要です。)		
家畜人工授精所開設許可証をお持ちの方	要	家畜人工授精所の所在地又は開設者の住所に変更があった場合は、速やかに書換交付の申請が必要です。(手数料は不要です。)		
種畜証明書(北海道交付)をお持ちの方	要	飼育者の住所に変更があった場合は、速やかに書換交付の申請が必要です。(住所変更に伴う手数料は不要です。)		
動物用医薬品販売業の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありませんが、次回更新時にその旨を許可更新申請書に記載してください。		道庁農政部食の安全推進局畜産振興課 TEL 011-231-4111
家畜診療所の届け出を提出している方	要	住所変更の手続きを行ってください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)		
種苗の採取・育成の生産事業者登録をしている方	要	登録を受けている方の住所表示、又は登録対象地の住所表示に変更があった場合、30日以内に書換交付の申請が必要です。(住所表示変更手続きに伴う手数料は免除されます。)	網走支庁産業振興部 林務課 TEL 0152-41-0646	
林地開発許可を受けている方	要	許可を受けている方の住所表示、又は許可対象地の住所表示に変更があった場合、速やかに変更手続きをしてください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)		
漁業の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。漁業許可更新時に訂正されます。	網走支庁産業振興部 水産課 TEL 0152-41-0654	
漁船の登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。		
競争入札参加資格をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。		
			各資格の審査担当部(局)	

項目	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書、猟銃用火薬類譲受許可証等の交付を受けている方 風俗営業許可証の交付を受けている方 古物商許可証の交付を受けている方 警備業認定証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業者管理者の資格者証、合格証明書、成績証明書等の交付を受けている方	不要	本籍、住所変更の手続きは必要ありません。各種申請、届出等を行う機会に併せて手続きを行ってください。なお、書換えを希望される方の手続きは可能です。	遠軽警察署 TEL 0158-42-0110
自動車運転免許証をお持ちの方	不要	更新時に更新しますので、合併時の手続きは必要ありません。なお、更新前に変更を希望される方は警察署又は駐在所で手続きをしてください。ただし、転居などの自己都合で住所が変更となる場合は、記載事項の変更手続きが必要となります。	
自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更登録、移転登録の申請時に併せて手続きを行ってください。	



国 関 係

項 目	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
不動産登録簿の住所	不要	変更登記の手続きは必要ありません。法務局で変更の登記をします。	釧路地方法務局 北見支局 TEL 0157-23-6166
不動産登記簿記載の所有者等（登記名義人）の住所	不要	住所変更の手続きをしなくても合併後の新町名に読み替えることとなりますので、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、住所変更の登記を希望される方は、法務局へ申請することができます。この場合、申請は無料扱いですが、合併に伴う住所変更以外に住所等を変更している方は、無料とならない場合がありますので注意してください。	
不動産登記済証（いわゆる権利証）記載の住所	不要	修正することはできませんので、そのままの状態でご保管しておいてください。	
会社（法人）の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）、会社（法人）の取締役（理事）などの役員、支配人など代理人の住所	不要	変更の手続きは必要ありません。商業登記簿や法人登記簿などに記載されている会社の本店、支店、代表者や役員の住所については、法務局で修正をします。また、釧路地方法務局登記部門以外で管轄する会社・法人の登記についても、合併後の新町名に変更する登記があったものとみなされますので、変更の手続きは必要ありません。	
合併する市町村に住所を持つ企業・団体、個人等の無線局の免許	要	合併後に、電波法第21条に基づく無線局免許状の訂正申請が必要です。（住所変更手続きに伴う手数料は不要です。）ただし、再免許又は他の項目の変更等の申請時に合わせて無線局免許状の訂正申請をしても差し支えありません。	
労働保険に加入している事業主の方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	北見労働基準監督署 TEL 0157-23-7406
公共職業安定所に求職登録をされている方			北見公共職業安定所 遠軽出張所 TEL 0158-42-2779
公共職業安定所に求人申し込みされている事業主			
雇用保険適用事業所として設置している場合			
政府管掌健康保険被保険者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、健康保険被保険者証の被保険者住所欄は、ご自身で訂正してください。	北見社会保険事務所 TEL 0157-25-9631
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	

項目	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
道路占用許可書を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	北海道開発局 網走開発建設部 TEL 0152-44-6171
河川占用許可書を受けている方			
北海道開発局の一般競争入札（指名競争）参加資格（建設工事、測量等）をお持ちの方	要	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）に変更事項を記載し、登記簿謄本（写）を添えて提出してください。（住所変更の伴う手数料は不要です。）	
測量業者の事務所所在地の変更手続き	要	住所表示に変更があった場合は、届出が必要です。（住所変更手続きに伴う手数料は不要です。） HPアドレス http://www.hkd.miit.go.jp/topics/shinsei/shinsei.htm	北海道開発局 事業振興部 TEL 011-709-2311
地質調査業者の事務所所在地の変更手続き			
中小企業等協同組合の事務所所在地の変更及び役員の住所の変更手続き			
宅地建物取引業者の事務所所在地の変更手続き			
マンション管理業者の事務所所在地の変更手続き			
管理業務主任者の登録に係る住所の変更手続き			
管理業務主任者証の記載に係る住所の変更手続き			
建設業者の営業所所在地の変更手続き			
倉庫業の登録をされている方	要	営業所の住所表示や倉庫の地番が変更となった場合は、以下の手続きが必要です。（住所変更手続きに伴う手数料は不要です。） (1)「軽微変更届出書」の提出（添付書類不要） (2)「認定トランクルーム変更届出書」（トランクルームの認定を受けた倉庫を有する場合）	北海道運輸局 北見運輸支局 企画輸送・監査担当 TEL 0157-24-7631
一般貨物自動車運送事業者	要	営業所や車庫、休憩施設、保管施設などが変更となった場合は、住所変更の手続きが必要です。（住所変更手続きに伴う手数料は不要です。）	
特定貨物自動車運送事業者			
貨物軽自動車運送事業者			
貨物利用運送事業の許可又は登録事業者			
旅客自動車運送事業者	要	営業所や車庫、休憩施設などが変更となった場合は、変更届の提出が必要です。（住所変更手続きに伴う手数料は不要です。）	
小型船舶操縦免許所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、本籍が他の都道府県に変わった場合、転居等により住所変更となった場合は、変更の手続きが必要となりますので、直接お問い合わせください。	
小型船造船業登録事業者	要	合併後30日以内に住所変更の届出が必要です。	

項目	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
自動車分解整備事業者 優良自動車整備事業者 指定自動車整備事業者	要	行政区画、土地の名称等の変更の場合には、最も早い時期に行う他の届出に併せて行うことができます。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	北海道運輸局 北見運輸支局 検査整備保安担当 TEL 0157-24-7633
自動車検査証の住所の変更 小型二輪（251cc以上）の自動車検査証の住所の変更	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併以前に転居等により、所有者又は使用者の住所が変更となった場合は、変更登録の申請が必要です。	北海道運輸局 北見運輸支局 登録担当 TEL 050-5540-2007 (着信後 026)
検査対象軽自動車の検査証の住所の変更	不要	住所変更の手続きは必要ありませんが、特に変更を希望される場合は、変更証明書、印鑑及び自動車検査証を持参のうえ届出してください。なお、申請書代40円程度が必要です。	軽自動車検査協会 北見事務所 TEL 0157-24-1419
船員手帳受有者 船舶所有者（会員名簿・航海日誌）	要	本籍及び住所の記載が変更になった場合は速やかに、変更を証する書類を添付のうえ申請が必要です。更新後速やかに、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を附記して行政庁に提示のうえ確認を得る必要があります。	北海道運輸局釧路運輸支局 TEL 0154-51-0057

そ の 他

項目	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
	手続き	手続きの方法等	
預金通帳、定期預金証書等 キャッシュカード	—	取扱いが異なりますので、各金融機関にお問い合わせください。	各金融機関
クレジットカード 有価証券、保険証券	—	各社で対応が異なりますので、明細については各窓口で確認してください。	各クレジット会社 各規約等に定めのある窓口
加入電話に関する契約 （固定電話等を利用の方）	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	ご利用の電話会社
携帯電話に関する契約			ご利用の携帯電話会社
電気に関する届出	不要		ほくでん契約センター TEL 0120-12-6565

